

令和3年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月17日 開議

美 瑛 町 議 会

## 議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年第 4 回美瑛町議会定例会

令和 3 年 9 月 1 7 日 午前 9 時 3 0 分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 3 号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について
- 第 4 議案第 2 号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 専決処分について
- 第 6 議案第 5 号 令和 3 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 7 議案第 6 号 令和 3 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 8 議案第 7 号 令和 3 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 9 議案第 8 号 令和 3 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 0 議案第 9 号 令和 3 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について
- 第 1 1 議案第 1 0 号 令和 3 年度美瑛町立病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第 1 2 議案第 1 1 号 財産の取得について
- 第 1 3 議案第 1 2 号 教育委員会委員の任命について
- 第 1 4 議案第 1 4 号 名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について
- 第 1 5 認定第 1 号 令和 2 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 6 認定第 2 号 令和 2 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 7 認定第 3 号 令和 2 年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 8 認定第 4 号 令和 2 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 9 認定第 5 号 令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 0 認定第 6 号 令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 1 認定第 7 号 令和 2 年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第 2 2 認定第 8 号 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第 2 3 報告第 1 号 令和 2 年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第 2 4 報告第 2 号 債権の放棄について
- 第 2 5 意見書案第 6 号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について

- 第 2 6 意見書案第 7 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第 2 7 意見書案第 8 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について
- 第 2 8 意見書案第 9 号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について
- 第 2 9 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	高島和浩君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	栗原行可君
文化スポーツ課長	平間克哉君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	山下浩史君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	鈴木誠君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	千葉茂美君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	富田敏博君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君  
次 長 才川 育世 君

---

開議挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。定例会2日目ご参集いただきまして、ありがとうございます。昨日5時に本会議が終わって、その後、議会報の特別委員会があり、そこで委員の皆さんとちょっとお話したんですけども、午後1時に始まって、それから午後5時までびっしりやって、その間12、3分しか休憩ないような議会はブラック議会だなんていう話をして笑っていたんですけども。もうちょっとゆとりを持った運営をしなければいけないなという思うところもあるんですけども、無理してでも休憩とればそれで済むのかもしれないですけど、その分、後ろに終わる時間が押してしまうと。僕は常々、この場では1分1秒でも早く終わって、そしてその代わり議論はしっかりとやるというところを目標にしてやっておりますので、今日も、今日こそはゆとりを持った運営をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

---

開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、14人であります。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番坂田美香議員と11番青田知史議員を指名します。

---

日程第2 議案第1号 美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

(税務課長 川合 美智代君 登壇)

○**税務課長 (川合美智代君)** おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は1頁から3頁。制定の要旨は別冊資料の1頁になります。本条例は、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日に限時法としての期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、この過疎法を適用した固定資産税の特例を行うため、本条例を制定するものです。最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の要旨、概要につきましてご説明申し上げます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、資料の条例の制定要旨によりご説明いたします。別冊資料の1頁になります。

1の制定の要旨は冒頭で説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

2の制定の概要ですが、第1条(趣旨)では、本条例の制定の趣旨について規定しております。

第2条(特例措置)では、特例措置の対象となる業種、対象設備の取得価額の区分及び課税免除の期間を規定しております。

附則では、本条例の施行期日及び適用期日、旧条例の廃止及び経過措置、旧条例を引用していた美瑛町企業振興促進条例の一部改正及び経過措置について規定しております。

3の施行期日ですが、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用となります。

議案集にお戻りください。議案集の2頁、下から15行目の附則から朗読いたします。

附則(施行期日)、第1項、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則第2項以下の朗読は省略させていただきます。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長 (佐藤晴観議員)** これから質疑を行います。制定条例全文について、質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)



挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第3号 美瑛町立学校設置条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、議案第3号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

梶原教育委員会管理課長。

（教育委員会管理課長 梶原 祐治君 登壇）

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） おはようございます。それでは、議案第3号の提案につきましてご説明を申し上げます。議案集は5頁になります。また、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料のそれぞれ4頁、5頁になります。今回の改正は、平成17年3月で閉校となりました休校中の五稜小学校の施設活用に向けて、学校教育法施行令第25条第1号の規定に基づき、北海道教育委員会へ学校廃止届を提出することに伴い、美瑛町立学校から削除するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

なお、改正の要旨及び新旧対照表の説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町立学校設置条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第2号 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第2号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○**総務課長(今瀧 毅君)** おはようございます。議案第2号の提案理由につきましてご説明いたします。議案集は4頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料2頁から3頁になります。今回の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正は、廃校となった学校施設の有効活用による地域振興を促進するため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集4頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊資料によりご説明を申し上げます。別冊資料の2頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要は、町立学校の用途を廃止し普通財産となった学校施設について、地域振興に資すると認める事業に供する場合、無償又は時価よりも低い価格で貸付が可能となるよう規定する。

3の施行期日は、公布の日からの施行となります。

なお、資料3頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

議案集4頁の下から2行目の附則を朗読いたします。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○**議長(佐藤晴観議員)** これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○**11番(青田知史議員)** この条例についてですね、地域振興に資すると認める事業ということで、地域振興という言葉が出てきたんですけども、想定しているのは、地域振興といっても文化的な振興だったり経済的な振興だったり、様々な振興があるかと思うんですけども、現在のところその地域振興、どのような振興を考えているのかと言いますかね、この条例自体でどのような振興を考えているのか伺います。

(「はい」の声)

○**議長(佐藤晴観議員)** 新村まちづくり推進課長。

○**まちづくり推進課長(新村 猛君)** おはようございます。今、青田議員の方から地域振興の定義というかですね、そういった部分のご質問かという風に思います。地域振興、色んな視点

が考えられるかなという風に思っております。特に雇用ですとか、雇用の場の確保ですとか、地域の賑わいづくり、それから地域ですね、交流の場等々含めた関係人口づくりですね、そういった部分、広く捉えることができるのかなという風に思います。いずれにいたしましても、活用によってですね、地域の賑わいづくり等に寄与すれば、ということで考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。ちょっとごめんなさい、おはようございます。私おはようございます言うの忘れてました、すみません。それでですね、今答弁いただいて、それで期待するところ、大きいものが私もあるんですけども、資すると認めるという、その認め方のスキームなんですけれども、果たしてその町長が認めれば良いのか、きちっとその議会で審議するのか、やっぱりその地域の方からの要望を受けてだとか色んなことが想定されるんですけれども、その認め方ですよ。それについてはどうお考えか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) はい、活用に当たってのその承認のスキームということなんですけど、当然、議会の議員さんの方々には当然、前段にですね、色々ご意見を伺う場を設けたいという風に思っておりますし、庁内的にもですね、審査委員会を開催し、きちんと計画のですね中身、それから事業者の信頼度等々も含めてですね、きちんと審査をした後に認めるという形になろうかという風に思います。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第2号の件を採決します。議案第2号、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第4号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） おはようございます。議案第4号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は6頁から8頁になります。令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月3日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。今回の補正の主な内容ですが、五稜浄水場の電磁接触子の異常及び浄水のための薬剤注入ポンプの動作不良に伴い、これらの機器が完全に機能停止した場合、浄水処理ができなくなることから、当該設備の普及に要する修繕費の追加をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集は6頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は8頁になります。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額115万円の追加です。浄水施設復旧に係る修繕費の追加です。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の8頁、はじめに、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の6頁及び7頁。議案第4号本文及び令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第3号）の条文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は承認することに決定しました。

---

日程第6 議案第5号 令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)について

日程第7 議案第6号 令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第8 議案第7号 令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第9 議案第8号 令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第9号 令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第11 議案第10号 令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第6、議案第5号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)についての件、日程第7、議案第6号、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第2号)についての件、日程第8、議案第7号、令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第9、議案第8号、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件、日程第10、議案第9号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)についての件及び日程第11、議案第10号、令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第5号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は9頁から26頁になります。今回の補正予算の主なものは、まちづくり寄附金の増加に伴う返礼品等経費の追加、入園児童に係る施設型給付費の確定見込みによる負担金の追加、干害被害対策として、苗木生産支援対策事業の追加。敬老祝い記念事業に係る電子地域通貨行政ポイントの追加、野営場トイレ改修工事に伴う白金地区キャンプ場管理運営事業の追加、白金観望線転落防止柵改修事業の追加、6月降雨及び融雪による白金美瑛線道路改修事業の追加、丘のま

ちびえいまちづくり基金積立金の追加などです。それでは、はじめに議案を朗読し、その後内容の説明をいたします。議案集 9 頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集 17 頁になります。

歳出、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目職員給与費、補正額 15 万 7,000 円の追加です。説明欄 (1) の会計年度任用職員等費用弁償は、会計年度任用職員の増による通勤に係る費用弁償で 15 万 7,000 円の追加です。

第 2 目一般管理費、補正額 400 万円の追加です。説明欄 (1) 各種審議会事業は、美瑛町名誉町民の諮問に係る審議会等委員報酬等 3 万 4,000 円の追加。(2) 行政区会館運営費補助事業は、行政区要望の増による補助金 13 万 6,000 円の追加。(3) 一般管理事業は、新型コロナウイルス対策に係る消耗品、庁舎管理に係る郵便料及び新聞広告料、合わせて 383 万円の追加です。

第 5 目財産管理費、補正額 327 万 3,000 円の追加です。説明欄 (1) 財産維持管理事業は、旧五稜小学校環境整備工事に係る工事請負費 255 万 2,000 円の追加。(2) 庁舎維持管理事業は、庁舎正面出入口の風除室排水設備修繕料 72 万 1,000 円の追加です。

第 6 目情報管理費、補正額 183 万 2,000 円の追加です。説明欄 (1) 情報管理事業は、老朽化による LGWAN ファイルサーバー更新業務委託料の追加です。

第 13 目諸費、補正額 5,605 万 9,000 円の追加です。説明欄 (1) 地域情報通信基盤管理運営事業は、光ケーブル修繕料 50 万円の追加。(2) 過年度歳入過誤納還付金は、住民税、各種交付金等に係る還付金 860 万円の追加。(3) まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金の件数増に伴う返礼品及び公金代理収納システム利用料に要する費用等で 4,695 万 9,000 円の追加補正です。

議案集 19 頁の第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 2 目高齢者福祉費、補正額 139 万 9,000 円の減額です。備考欄 (1) 老人福祉管理事業は、敬老祝い記念事業、案内文書郵送料及び敬老記念品郵送料 27 万 1,000 円の追加です。(2) 敬老会事業は、市街地区敬老会中止による補助金 167 万円の減額です。

第 6 目高齢者福祉住宅費、補正額 7 万 7,000 円の追加です。備考欄 (1) 高齢者福祉住宅管理運営事業は、高齢者福祉住宅流し台修繕料の追加です。

第 2 項児童福祉費、第 1 目児童福祉総務費、補正額 3,299 万円の追加です。備考欄 (1) 一時預かり利用者負担軽減助成事業は、事業利用者の増による助成金 9 万円の追加。(2) 施設型給付費事業は、入園児童数の増に伴う施設型給付費 3,290 万円の追加です。

第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 3 目予防費、補正額 203 万 3,000 円の追加です。

新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員に係る報酬の追加です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額122万6,000円の追加です。備考欄(1)農福連携事業は、実習生工賃の増額による76万2,000円の追加。

(2)強い農業・担い手作り総合支援交付金は、冬期の大雪被害対策に係る交付金の交付決定による補助金46万4,000円の追加です。

第3項林業費、第1目林業費、補正額433万4,000円の追加です。備考欄(1)苗木生産支援対策事業(干害被害対策支援事業)は、苗木生産環境整備に係るパイプライン及び散水機整備に要する補助金の追加です。

次に、議案集21頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額381万円の追加です。説明欄(1)電子地域通貨運営事業は、敬老祝い記念事業に係る75歳以上高齢者に対する1人2,000円の行政ポイントに係る補助金の追加です。

第3目観光費、補正額1,125万1,000円の追加です。説明欄(1)白金泉源事業特別会計繰出金は、新型コロナウイルス感染症の影響による泉源使用料減免分の繰出金550万円の追加です。(2)白金地区キャンプ場管理運営事業は、宿泊事業者感染防止対策等支援金を活用した野営場トイレ改修事業495万円の追加。(3)美瑛町体験交流住宅管理運営事業についても同じく宿泊事業者感染防止対策等支援金を活用したエアコン設備費用80万1,000円の追加です。

第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額22万円の追加です。備考欄(1)地域人材育成研修施設管理運営事業は、屋上ウレタン防水取合部の破損に伴う修繕料の追加です。

第5目自然の家費、補正額4万8,000円の追加です。備考欄(1)自然の家管理運営事業は、給水ポンプ制御盤故障による修繕料の追加です。

第7目保健体育施設費、補正額90万9,000円の追加です。圧雪車がスキー場倉庫接触による破損箇所修繕料の追加です。

議案集23頁に移ります。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額160万円の追加です。備考欄(1)空き家等解体支援事業は、空き家解体件数の増による補助金4件分の追加です。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額600万円の追加です。備考欄(1)道路維持修繕事業は、西町学校線歩道施設劣化による歩道修繕料100万円の追加。(2)白金展望線転落防止柵改修事業は、転落防止柵腐食による改修費用500万円の追加です。

第2目道路新設改良費補正額6,690万円の追加です。備考欄(1)朗根内上俵真布線道路改良舗装事業は、事業費確定による510万円の減額。(2)白金美瑛線道路改修事業は、6月降雨及び融雪による被害復旧に要する法面改修に係る工事請負費7,200万円の追加補正

です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額はございません。国庫支出金と地方債の財源調整です。

第4項都市計画費、第2目公共下水道費、補正額15万円の追加です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免措置により使用料が減額となることから、使用料の減収分を一般会計から公共下水道事業特別会計への繰出金の追加でございます。

議案集25頁に移ります。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額43万6,000円の追加です。英語指導助手、新規来日に伴う負担金の追加です。

第2項小学校費、第2目教育振興費、補正額31万3,000円の追加です。説明欄(1)小学校学校行事活動事業は、美瑛小学校修学旅行、新型コロナウイルス感染症拡大によるキャンセル料に係る交付金の追加です。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2,288万1,000円の追加です。6月補正以降のまちづくり寄附金1,663件分、2,179万3,000円、クラウドファンディング寄附金108万8,000円を、丘のまちびえいまちづくり基金に積立てる補正です。

次に、事項別明細書の歳入について説明いたします。議案集の13頁になります。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税、補正額2,421万6,000円の追加補正です。普通交付税決定額46億690万5,000円に対しまして補正後予算額45億2,421万6,000円で、8,268万9,000円の留保をしておりますが、臨時財政対策債につきましては7,641万4,000円の減額となることから、9月補正後実質の財源留保額は627万5,000円となっております。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額1,416万6,000円の追加です。施設利用者増に伴う施設型給付費等負担金の追加です。

第2項国庫補助金、第2目民生費補助金、補正額47万8,000円の追加です。説明欄1の子育て支援対策事業費補助金は、幼児教育保育無償化に係る事務費補助金の追加です。

第3目衛生費補助金。補正額203万3,000円の追加です。説明欄1の疾病予防対策事業費等補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保、会計年度任用職員雇用に係る補助金の追加です。

第4目土木費補助金、補正額7,509万5,000円の減額です。社会資本整備総合交付金事業の交付金配当額決定による、説明欄1から7の各道路の改良舗装事業交付金の減額でございます。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額670万3,000円の追加です。施設利用増等に伴う施設型給付費等負担金の追加です。

第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額46万4,000円の追加です。冬期



の大雪被害対策分の交付決定による追加です。

第5目商工費補助金、補正額431万2,000円の追加です。野営場トイレ改修及び体験交流住宅エアコン設置に係る支援金の追加です。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額50万円の追加です。光回線の申込件数の増に伴うIRU使用料の追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額2,778万6,000円の追加です。まちづくり寄附金1,663件分、2,179万3,000円の追加。クラウドファンディングに係る寄附金150件、599万3,000円の追加です。まちづくり寄附金は8月25日現在で2,859件、4,144万1,000円です。クラウドファンディング分の寄附金につきましては209件、833万3,000円でございます。合わせて合計3,068件、4,977万4,000円となっております。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額7,633万4,000円の追加です。1、公共施設等建設基金繰入金7,200万円の追加並びに2、森林環境譲与税基金繰入金433万4,000円の追加です。

議案集15頁に移ります。第19款繰越金、第1項繰越金、補正額6,668万3,000円の追加です。令和2年度の繰越金は2億2,444万4,000円で、今回の追加補正で繰越金は全額計上となっております。

第20款諸収入、第5項雑入、補正額72万円の追加です。説明欄1の町有建物災害共済金は、スキー場倉庫破損に伴う共済金の追加です。

第21款町債、第1項町債、第5目土木債、補正額6,980万円の追加です。社会資本整備総合交付金の配当額決定により、地方債に振り替えたことにより、説明欄(1)から(7)の道路整備事業債の追加です。

次に、12頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額7億2,830万円に6,980万円を追加し、変更後の地方債の総額を7億9,810万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。

第2表地方債補正、(変更)、辺地対策事業、変更前限度額1億9,870万円、変更後限度額2億6,680万円、過疎対策事業、変更前限度額2億2,670万円、変更後限度額2億2,840万円、合計、変更前限度額7億2,830万円、変更後限度額7億9,810万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

10頁、11頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は27頁から32頁になります。今回の補正は、6月4日の融雪及び降雨を要因とする河川の増水や土砂流入により、白金頭首工のスクリーンが破損し、その修繕工事に要する費用の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は27頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は31頁になります。

歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額3,000万円の追加です。白金頭首工の安定的な取水を確保するためのスクリーン復旧に要する工事請負費の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は29頁になります。

歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、補正額3,000万円の追加です。頭首工の修繕工事に伴う基金繰入金の追加でございます。

28頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集の33頁から38頁になります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う泉源使用料の減免措置による使用料の減額と、当該減額分に係る一般会計繰入金の追加及び配湯管の流れを安定化させるための空気抜弁と圧力計の設置に要する修繕費の追加と、当該追加分に係る基金繰入金の追加、令和2年度繰越額確定に伴う繰越金の追加についてお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は33頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は37頁になります。

歳出、第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額220万円の追加です。配湯管への空気抜弁及び圧力計の設置に伴う修繕料の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は35頁になります。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額550万円の減額です。泉源使用料の減免措置に伴う使用料の減額です。

第3款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、補正額163万3,000円の追加です。空気抜弁と圧力計の設置に伴う基金繰入金の追加です。

第2目一般会計繰入金、補正額550万円の追加です。泉源使用料の減免措置に伴う一般会計繰入金の追加です。

第4款繰越金、第1項繰越金、補正額56万7,000円の追加です。繰越額の確定に伴う繰越金の追加です。34頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は39頁から44頁になります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免措置による使用料の減額と、当該減額分に係る一般会計繰入金の追加についてお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は39頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は43頁になります。

歳出、第1款、下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額はなく、繰入金の増額に伴う財源内訳の調整です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は41頁になります。

歳入、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、補正額15万円の減額です。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う使用料の減免措置に伴う使用料の減額です。

第4款繰入金、第1項繰入金、補正額15万円の追加です。使用料の減額に伴う一般会計繰入金の追加です。

40頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第9号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は45頁から46頁になります。今回の補正は、収益的収入において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道使用料の減免措置による使用料の減額と、当該減額分に係る水道使用料減免分繰入に伴う追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集は45頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は46頁になります。

収益的収入、収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額200万円の減額。新型コロナウイルス感染症の影響による水道使用料の減免措置に伴う使用料の減額です。

第2項営業外収益、補正額200万円の追加。水道使用料減額分繰入に伴う追加です。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） おはようございます。議案第10号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は47頁及び48頁になります。今回の補正につきましては、老朽化し修理不能となった医療機器更新費用の追加をお願いするものです。最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

続きまして、議案集の48頁、資本的支出についてご説明させていただきます。

第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目資産購入費、補正額301万円の追加。老朽化による故障で修理不能となった心電図計測機器の購入にかかる費用です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億984万円は、過年度分損益勘定留保資金1億984万円で補てんするものとする。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで6案件についての提案理由の説明を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時27分）

再開宣告（午前10時45分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これから質疑を行います。はじめに、6案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで6案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の17頁及び18頁。はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

- 11番(青田知史議員) 11番青田でございます。2款1項13目、諸費、説明欄(1)地域情報通信基盤管理運営事業のこの修繕費について伺います。これは光ケーブルの修繕ということで説明ありました。それで光ケーブルのですね耐用年数、およそ15年から20年ということでは言われているようなんですけれどもね。今回のこの修繕というのは、その修繕に至った経緯、過去にも同じような質問あったかと思うんですけれども、経年劣化によるものなのか、例えば工事でそういう破損があったものなのか、そういう使用者の方の責任において、何かその何らかのそういう障害があつての修繕が必要だったのか、その修繕の内容について伺います。

(「はい」の声)

- 議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

- 総務課長(今瀧 毅君) この修繕料の内容につきましては、老朽化に伴うものでございます。

(「はい」の声)

- 議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

- 11番(青田知史議員) 答弁いただきました。それで老朽化ということではいいですね、やはり一斉に光始めたのがおよそ10年ぐらい前っていうようなことで、今後もやっぱりこういう修繕が見込まれてくるであろうと。それで公共施設等総合管理計画の中で、要はこういう社会的なインフラ、通信インフラについても、やはり、このようなものですね、やっぱりお金が当然かかってくると。他の自治体によると、やはり光ケーブル等についてのそういう長寿命化計画を立ててるところがあります。であればやはり町もですね、やはりこの辺りで何らかの今後の見通しですとか、やっぱりこう経年劣化ということで、そういう修繕が必要になってくるのであれば、ちょっとその見通しが今後必要になってくるのではないかなと思うので、その辺りについてどうお考えか伺います。

(「はい」の声)

- 議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

- 総務課長(今瀧 毅君) 美瑛町の通信インフラにつきましては、今後、携帯鉄塔も建って、

5Gも普及するかと思えます。どのインフラが適正なのかっていう検討も必要かと思えますけれども、現在の光ケーブルの部分につきましては、今後、NTTに無償譲渡した中で、美瑛町がそのインフラを賃借するっていう方法もございますし、さらに、その今の光ケーブルを大容量のものに再投資した中で、同じような形で美瑛町が資産を管理していくといった方法もありますので、いずれにいたしましても、今後また長い視点で、この光通信網の維持管理の部分については検討していかなくちゃならないのかなということで、現在のところは検討中ということでご認識していただければという風に思っております。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の19頁及び20頁。第3款民生費から第6款農林水産業費までについて質疑を許します。

（「はい」の声）

9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） 9番高田です。6款3項1目の林業費の中の（1）苗木生産支援対策事業（干害被害対策支援事業）についてお伺いします。農業関係も同じなんですけれども、林業の苗木の方、苗木生産におきましても、今回の干害において大きな影響があるところなんですけれども、この事業の内容についてご説明いただきたいと思えます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） はい、この件でありますけれども、町内で苗木を生産している会社のことなんですけれども、実は今回の干害被害ということで主にカラマツが50万本、トドマツが12万本もの被害があったと聞いております。損害額として約8,000万円の損害があったという風に聞いております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 9番高田議員。

○9番（高田紀子議員） ありがとうございます。9番高田です。それでこの事業の内容について、教えていただきたいんですけれども。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川課長。

○農林課長（吉川智巳君） すみません、漏れておりました。この会社の圃場のところにですね、実は水源がないということでその部分で干ばつ被害が出たと。ここに実は白金のパイプラインが近くにあるということもありまして、その協議が済んだということで、そこまでの引っ張る

パイプラインの工事、約400メートルの工事と併せてそれに伴う散水機、牽引式の散水機を今回整備するというものであります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 9番高田議員。

○9番(高田紀子議員) それですね、今回予算がついて、今後の中での水量に対応できるようになっているんですけども、今年で、今、秋の造林をやっていると思いますけど、あと来年の春、来年以降ですよ、今回の干害の影響で、今後における造林の苗木がこの50万本、20万本となっていくと、他の苗木においても、それだけ品質ってというか、弱っている状況があると思うんですよ。今後の中で、そのことに対する対策とか、そういう話が生産者さんの方からも、町の方に何かお話がある状況ですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) はい、色々とその事業者さんと協議させていただいてる中で、特に今回、場所にしまして今回の苗木さんは10か所に圃場を持っておりまして、その中でも水源の無いところ1か所、そこをまず重点的にしてほしいということで、今回整備させていただきまして、多分その散水機につきましては併用できますので、他の圃場にも活用できるということで今回の助成をさせていただきたいということで進めていきたいと思っております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の21頁及び22頁。第7款商工費について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の23頁及び24頁。第8款土木費について質疑を許します。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田でございます。8款2項2目のですね、白金美瑛線道路改修事業についてちょっとお伺いをいたします。これは議員協議会の中でもですね説明を受けましてですね、水楽橋付近のですね護岸といいますか、法面の破損ということで説明を受けております。これは平成28年にですね、被災を受けた箇所だと思うんですけども、あの当時は国の災害復旧事業で施工した部分です。今回ですね、その国の災害復旧事業の認定を受けるような検討をですねされたのかどうか、まずお伺いします。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 山下建設水道課長。

○建設水道課長（山下浩史君） 今回の被害を受けまして、災害復旧の対象となるかどうか、雨量だとか、そういったものについては検討しております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） はい、1番保田です。検討して採択にならないというような結論に達したということによろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 山下課長。

○建設水道課長（山下浩史君） はい、雨量等々を確認して今回については災害復旧事業の対象にならないということで確認をしております。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 1番保田議員。

○1番（保田 仁議員） はい、それではですね事業の中身なんですけれども、議員協議会の中でも説明あったんですが、国の災害復旧事業ですと原形復旧という形が一般的なんですけれども、これから異常気象等もですね頻発するような状況になってですね、今回の単独事業でやるということで、原形復旧なのか、それとも将来に備えてグレードアップするような考えを持っているのか、そこら辺をお聞きいたします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 山下課長。

○建設水道課長（山下浩史君） まず基本的には、今年度につきましては、まず大至急ですね、原形復旧の形で考えております。ただし、原形復旧の中身、場所としては原形復旧、今被災を受けたところを直す。工法につきましては、28年の時の災害で行ったものより、グレードアップを考えているところがございます。また、今後につきましても、さらに、28年の時にグレードアップ、災害査定の中でできなかった部分につきましても、今後進めていきたいという風に今のところ考えてございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありますか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。今同じく、同じ箇所を質問をいたします。8款2項2目、白金美瑛線道路改修事業の水楽橋ですね。この今のお話ですとね、国との間では、降雨量が基準よりも少ないから補助は出ないと、災害費は出ないということですけどもね。それ以前にですね、やはり考えなければならないことがあるんだと思うんですよ。というのはで



すね、現地を水楽橋の上から見ますとね、橋の上流約200メートルぐらいかなと思われるんですけども、上流の右岸ですね、右岸というのは下に向かって右手ですね。右岸から水が乗り越えて、そして、この説明図にあるようにですね、この林の中を突っ切って、それで美瑛川の支流、ここも乗り越えて、そしてこの法面にぶち当たったと。ですからね、かなりやはり物凄い水量が流れた訳ですね。そこでですね、原因なんですよ、原因はですね、開発局がこの河川の管理に不備があるのではないかと。右岸を水が乗り越えた訳ですからね。それから、3点伺いますね。

そのうちの 하나가、管理に不備がないかと、不備があるのではないかと思うが、どのようなご認識かと。

それから2番目としてですね、開発局は現地を調査したのか。

それから3番目、被害の原因、復旧方法ですね。復旧方法について、開発局と具体的に協議をしたのか、この3点をまず伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下建設水道課長。

○建設水道課長(山下浩史君) 3点のご質問かと思われまますけれども、まず3点共通することなんですけれども、ここの水楽橋、水楽川支川、それから美瑛川上流部分ということになりますが、こちらについては、町の管理河川ということでございまして、国の管理ではないことから、今回につきましては、開発局等との協議だとか、現地確認だとか、そういったものは行っておりません。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、了解しました。いずれにしてもですね、間一髪の事故であった訳ですね。平成28年8月の豪雨によって3つの橋が倒壊しましたが、これもその当時、全くの想定外であった訳ですね。今回ですね、橋脚周りをブロックで護岸するという計画になっていますけれども、7,200万円という大きな金額ですよ。しかし、この美瑛川の上流を護岸しなければ、また同じような事故が起きるのではないかという恐れがあるんですけどもね。その辺はどのように認識しておりますか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下課長。

○建設水道課長(山下浩史君) 中村議員おっしゃられますとおりですね、今回のこの原因という部分で、右側の方から水楽川の方に向かってきたということでございます。この辺も調査委託等の業務の中でも検討いたしまして、今回につきましては、先ほど保田議員の答弁の中でも少し触れさせていただいたところなんですけれども、28年より護岸の設置の方法につきまして、

28年度より少し丈夫なものにしていきたいという風に考えております。

また、美瑛川上流部の方からの部分での何か対策ということなのかなという風に思っておりますけれども、こちらあの美瑛町の管理河川ではあるんですが、底地の部分につきましては、こちらの方の部分につきましては、また国有地だったりですね、そういった部分もありまして、総体的に今回、十分に検討した中で、護岸ブロックの、28年よりの増強というところで防げるのではないかとという風な結論で進めていきたいと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、そこですね、実際に張りブロックを7、200万円かけるということですけども、もともとこういうコンクリートブロックっていうのはですね、お互いに物理的に緊結してる訳じゃないんですね、組み合せていく訳ですね。ですから、どうしても鉄筋コンクリートのような構造物とはやはり弱い訳ですよ。もしも上流の護岸を強固したとしてもですね、やはりそれで絶対大丈夫かということにはならないと思うんですよ。やはり、護岸の方もしっかりしたものにしなければならないと思うんですけどもね。先ほど申しましたように、コンクリートブロックではなくてですね、より強固なもの、例えば、鉄筋コンクリートだとか、それから工場で作る大型のコンクリート二次製品、こういうものを現場でもっとしっかり緊結すると、一体的なものとする。そういったことも視野に入れて、やっぱり検討すべきじゃないでしょうか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 山下課長。

○建設水道課長(山下浩史君) コンクリートの部分については28年の時には、護岸のところにつきましては、連節ブロックというような工法で施工しております。今回につきましては、水量だとかですね、そういったものを改めてまた見直しております、水量が28年より多いという部分で確認されておりますので、今回については、それより強度な貼りブロックという形で施工をしていきたいという風に考えてございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の25頁及び26頁。第10款教育費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。10款2項2目、教育振興費、(1)小

学校学校行事活動事業について伺います。美瑛小学校の修学旅行のキャンセル料ということで、このコロナ禍の中で本当に子ども達ですね、思い出作るのにも本当にこう、そういうことで思い出づくりもできないのかと、そういう風な形で、私自身もちょっと本当に残念に思ってます。私の娘も高校でですね修学旅行楽しみにしたんですけど、なくなってしまったと、中止ということになりましたね。それでキャンセルになるのは仕方ないです。本当にこうコロナ禍で安全確保ということで大事だと思うんです。ただ、昨日も議会報の特別委員会の中でちょっと議長とも話した中で、やっぱり東小学校も運動会も中止になったっていう、そういうようなことでやっぱりそういう学校行事が中止になっていく中で子ども達の思い出づくり、本当にこう大人として何とか応援できないのかなと。今回キャンセルになったとしても、次、何か日帰りでも何かそういうような修学旅行に替わるものとかですね、何かそういうの考えているのか。やはり今の子ども達は本当に我慢してると思います。その子ども達のためにもですね、何とか応援してあげたいという風に考えているんですけど、その辺りどうお考えか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 梶原教育委員会管理課長。

○教育委員会管理課長(梶原祐治君) ただいま、美瑛小学校の修学旅行のキャンセルということでございますが、実はですね、今回のキャンセルにつきましては、順延という形ですね、今のところ10月12日、13日でですね、日にちをずらしての修学旅行実施を考えているところでございます。また、学校行事がなくなるっていうところは、今回のですね、コロナの段階で、なるべくやっぱり、うちらとしては感染症対策を完全にした中でですね、規模縮小でもですね、そういった学校活動はやっていければ良いのかなという風には考えてございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の13頁から16頁まで。歳入全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。歳入について、先ほど総務課長の方から臨時財政対策債について減額になりましたということで、その金額7,641万4,000円という風に説明ありまして、それでこれ臨時財政対策債ですから、一応公共債という位置付けなんだけれども、基本的には将来的に元に戻るといえるのか、そんなようなもので、ただ、今回その7,600万円で結構大きな金額減ったということなんですけどね、どのような事情で減ったのかだけちょっと、基本的なところ押さえておきたいので教えてください。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 臨時財政対策債の減額の理由につきましては、明確な根拠は交付税の算定の中では示されていないんですけれども、財政当局で分析した結果なんですけど、地方交付税、本来であれば、もう少し美瑛町の場合、伸びを示しても良かったのかなという風な推察はあったんですけども、やはり今年度につきましては5年に1回の国勢調査の見直しの数値が人口に反映されたと。あと農業行政費においてですね、農家戸数もですね、かなり5年前と比べて減ったというようなことからですね、地方交付税が思うような伸びを示さなかったと。併せてそれを補完する臨時財政対策債についてもですね、美瑛町の場合については伸びを示さなかったというか、当初、地方財政計画で示されたような数値は得られなかったというようなことから減ったのではないのかというような推察というか分析をしているような状況でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。町長そうしますとちょっと伺いたいんですけどもね、今後の財政運営の中で、臨時財政対策債は、ちょっとこれ、まずいんじゃないのかと。あくまでも臨時であって、臨時が臨時、臨時、臨時と随分と長い期間続いているという風に私認識してまして。それで他の自治体からも、臨時財政対策債、これはっきり言って、後々国がきちんと補填すると、一回ちょっと町で借りてくださいよと、あとはちゃんと財源としてあげるからって言う風に言っても、今回の見込みがやっぱりずれた訳ですね、7,600万円。それに対して町長ね、今後、町長がどうこうで変わるものではないと思うんですけども、認識の中で臨時財政対策債が本当にこの町のためになるのかというかね、自治体にとってどういうものか、ちょっと見識をまずお伺いします。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 大変大きな難しいご質問でございますけれども、臨時財政対策債自体はですね、国の財政計画のといえますか、財政方針の中で作られているものでございまして、もちろん美瑛町側の立場としては、財源の一つとして、当然捉えているところでございます。ただ、今回の減額を受けて、当てにならないではないかというご指摘もございますけれども、交付税もそうでございますし、臨財債もそうですけれども、一応の基準の需要等のバランスの中で出てくる計算式はありますけれども、ただ、あくまでこちらが想定した数字がそのまま出てくるものではないのは、毎年、毎年度、同様のことでございます。その中で、なるべく外れないようにこちらとしまして、過大な見込みをして、予算の時に誤った過剰な計上をした上でこちらが見込み違いでしたということにならないように、慎重なる、その見極めしなければ

いけないと思いますけれども、臨時財政対策債につきましても、私は一つの有効な有利な財源の一つで今後とも活用を図っていきたいと考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 青田でございます。答弁いただきました。今活用するこれ、当然国の制度で活用していくべきだと思うんですけれども、やはりこう色んな議会からでも意見書出たりだとか、町村会だとかそういうところでもね、臨時財政対策債やっぱり問題あるよねっていうこともあると思うんです。私も問題あると思います。その辺り、町長も今後やはりこう、もう少し、何ていうんですかね、こちらの方、見込みという風に言ったんですけど、見込みが違ってくることがあればですね、やっぱりその辺り、町長として町長のネットワークというか、組織の中で町長しかできないところで声を上げていくってこともね、私大事なんじゃないかなという風には思っております。臨時財政対策債に、結局将来に対して国が補償して、とりあえず借りてくれと、後でちゃんとそれ国の方が面倒見るからっていつても、今こうやってずれがあると。そのずれの理由は分かりません。その見込みが違ってたということは説明ありました。どうしてずれるか分からないんだけど、やっぱりそういうことで財源が急するようなことがあればですね、まちづくりに大きな影響出てくると思いますので、その辺りについては、よりしっかりと今後やっていただきたいなと思っております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、ご指摘をいただきました。臨時財政対策債が、本来であれば、地方交付税の中にきちっと算入されていれば済むんじゃないかというご指摘だと思います。私ももう制度としてはその方が地方にとっては使いやすい、ちゃんと見通しも立てやすい制度であろうなという思いは持っております。そういうことも踏まえまして、町村会等々、様々な会合、団体ございますので、情報交換、意見の交流をしまして、国に対して言うべき時には地方の立場を訴えてまいりたいと考えております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集9頁から12頁まで。令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び第2表地方債補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の27頁から32頁まで。令和3年度美

瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。2款1項1目、32頁ですね。白金ダム頭首工被害復旧事業、3,000万円が組み込まれました。ここの場所ですけどね、今年6月4日ですね、頭首工が、スクリーンが破損したと。写真も示されております。及び管路26メートルが閉塞してしまつたと、土砂で、それは取り除いたと。それで、今取水もできているということですけども、3点お聞きします。まず、この頭首工の堰ですね。堰の高さ、これは何メートルあるでしょうか。

それから2番目にですね、今回の復旧工事では、堰の上流に溜まつた土砂、これは写真を見れば天端まで来てるようですけども、この土砂を排出するのかどうか。

3番目に、色々な作業をしなければならないと思うんですね、頭首工は日常、それから事故が起きた時にも。これは現在、管理用の通路がないと、道路がないと、車両が入るですね、とお聞きしましたが、やはりそれでは上流からですね、上流のどこからか重機が入る可能性があるのかどうか、その3点を伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） はい、今のご質問ですけれども、ちょっと堰の高さにつきましては資料をちょっと持ってませんので、ちょっと把握していないんですけれども、もう一つの、その排出の部分についてですけども、28年度にもですね豪雨で土砂が溜まつた際にですね、その時は冬期間ですけども、重機を入れまして、河床整理を行つて、ある程度の土砂を搬出はしております。

それからあと通路がない、上流から入れるのかというようなことですけども、こちらあの何回かですね、災害があつた時に冬期間の雪が積もつた場合にですね、あまり大型の機械は入れないんですけれども、小型の機械をですね、斜面を使って、雪があるものですから、それで入れるというようなことは行つております。今後においてもですね、今、国の土地ということもあつたりもするんですけれども、なるべくスムーズに通れるようなことで協議は行つておりますので、この辺については、うまく出入りできるような体制に整えたいなという風に今進めてるところであります。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前11時16分）

再開宣告（午前11時20分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 堰の高さですけれども、約3メートルということです。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、3メートル、確認しました。そこです、頭首工というのは、町内に農業用水を確保するためにたくさん設置してあります。その管理は土地改良区がほとんどやってるんですけどもね。頭首工の管理上、どこが大事かというと、水量の確保の他にですね、これは白金ダム取水口も同じですね。堰に堆積した土砂の除去なんですね、これが非常に大事なんですよ。もしも堆積した土砂を放っておけばですね、上流から土砂が流れてきて、当然、堰を乗り越えます。28年8月の大雨でも乗り越えて、大きな石が転がってきて、堰に激突して、堰とスクリーンが破壊された訳ですね。ですから、そういうことを考えますとね、非常にその管理が重要だということ、日常的にですね、この白金ダムが完成したのは平成15年だと記憶しているんですけども、白金頭首工の管理についてはですね、国と町が管理協定を結んでると先日伺いました。それにも関わらずですね、現在もその道が、ちゃんとした管理用の道がないと、不自由してるということが不思議なんですけどもね。お尋ねしますが、何か特別な理由があってそういう管理用の道がないのかどうか。何か理由があるのであれば、お知らせください。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 岩佐室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 管理用の道路なぜ無いのかということなんですけれども、あその場所がですね、非常に保有林ですとか崖が急過ぎてですね、物理的になかなか機械が降りていけないというのが一番の理由です。それもあってですね、今、国の方とも協議はして、なるべく行ける道をつけてほしいというようなことは言っているんですけども、理由としてはそのようなことです。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） それは、けどそれはね、約18年間そういう状態だった訳ですね。ですから、ここが問題だと思うんですけどもね。この堆積した土砂の量を仮にですね、ざっくりと考えてみました。どのぐらいの量になるのか。この図面によりますとね、堰の幅が約18メートルと伺いました。8メートル、8メートル、中央に2メートルあって、足して18メートルあると。それで上流から水が流れてきますけども、堰のところは図面を見ると狭くなって

いますね。図面示されていますけども、上流が細くなって、ここ狭くなっていますね。この縮尺が正しいかどうかは分からないんですけども、仮に、この狭くなっているところは当然水流が速くなります。ですから、砂利が浮き上がって、入ってくる可能性がある訳ですね。その長さを仮にですね、30メートル前後だと思われるんですけどもね、50メートルかもしれません。しかし、30メートルだとしてもですね、堰の幅が18メートル、深さが大体平均して3メートルとおっしゃいましたけども、平均して1メートルとすればですね、ざっと600立米になりますね。これはですね、その半分の半分としても、半分の更に半分としても、相当の量になる訳ですね。50立米、60立米、とても人手でやれる仕事じゃないはずですね。結局ですね、お聞きしますけども、やはり今回の事故を教訓としてですね、早急に管理用の道を作るべきではないかと。もともとね、これが国が頭首工を作った訳ですね、その作った場所がまずかったと言えばそれまでなんです。しかし、作った以上ですね、その時にちゃんと管理用の道路が作っていなかったということが、やはり落ち度であってね、今回やはり、この予算の中に組み入れるべきだと思うんですね。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 岩佐室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 今回の補正の内容につきましては、メインはスクリーンの修繕ということになっておりますけれども、小型の機械は先ほど冬期間であれば行けるというようなことですので、簡易な河床整理の方も実施させていただくこととなっております。ですので、今回につきましては、そのようなことで多少の対策は打つとして、このような形で進めさせていただき、今後におきましては、国と協議しながら、少し大型の機械も入れるような道が作れないのか、検討してまいりたいと思います。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。歳出の2款1項1目ですね、同じ部分で頭首工の修繕の関係なんですけども、今回は3,000万円かかっています。今回町の持ち出しということになってますけども、今回この他にですね、開発局ですとか、国・道の支援等は受けられなかったのかどうか、その辺についてまずお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) はい、国、農林水産省と管理受託協定を締結しておりまして、今回のような、額としては軽微ではないんですけども、案件につきましては、町の方で出すというようなことで決まっております、こちらにつきましては、こちらの特別会計の方から



出させていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。先ほどの質問でもありましたけども、過去にも何回かこれ被害を受けておまして、度々この大雨になるとこういうような形で頭首工被害を受けてます。根本的な形でこの改修工事等やっていかないといけない。要するに水の流れですねこれ、変えていかないといけないような状況になるのではないかなと思います。毎回この繰入れ等でですね、多額の費用をかけていくのであればですね、どこかで一度これ見直しをかけていくということが必要ではないかと思えます。特に開発局、農水省ですね含めて、各関係機関とですね、協議の上ですね、これ進めていくことが大事じゃないかと思えますけれども、その辺どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 岩佐室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) はい、スクリーンが壊れないような抜本的な改革につきましては、今言っていた河床整理、それから上流部の砂防ダムの建設など考えられるんですけども、いずれにしても、基金の状況ですとか財源、こちらを考えながら、また、補助事業なども適用になるかどうか探しながらですね、いずれにしましても、国と今後も協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の33頁から38頁まで。令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第1号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の39頁から44頁まで。令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第8号についての質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑を行います。議案集の45頁及び46頁。令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算(第4号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第9号についての質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑を行います。議案集の47頁及び48頁。令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第1号)の条文及び補正予算説明全般質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第10号についての質疑を終わります。

これで6案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第8号についての討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第9号についての討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号についての討論を終わります。

これから日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第3号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第2号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第4号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、令和3年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第1号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第11号 財産の取得について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第12、議案第11号、財産の取得についての件を議題いたします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

梶原教育委員会管理課長。

（教育委員会管理課長 梶原 祐治君 登壇）

○教育委員会管理課長（梶原祐治君） 議案第11号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は49頁になります。この度の財産の取得につきましては、平成21年度に購入した二股線のスクールバスの更新で、購入後12年を経過し、走行距離も46万キロを超えている状況です。通学児童生徒等の安全輸送のため、車両の購入をお願いするものです。9月7

日に入札を執行し、仮契約を交わしているところであり、財産の取得の予定価格が700万円以上であり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分となることから、議会の議決をお願いするものです。

それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第12号 教育委員会委員の任命について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第13、議案第12号、教育委員会委員の任命について、同意を求める件を議題といたします。本件について提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、議案第12号の提案の理由についてご説明を申し上げます。

議案集は50頁になります。まず、朗読をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

小杉氏におかれましては、平成29年10月から教育委員会委員として務められ、現在1期目でいらっしゃいます。9月30日で任期満了となりますので、小杉氏の教育委員会委員の再任について議会の同意をお願いするものでございます。委員の任期につきましては、4年間となっております。

以上で、提案理由の説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上

げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、教育委員会委員の任命についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第12号の件は同意することに決定しました。

---

日程第14 議案第14号 名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第14、議案第14号、名誉町民推薦審議会の委員の委嘱について、同意を求める件を議題とします。

本件については、地方自治法第117条の規定によって、八木幹男議員の退場を求めます。

（13番 八木 幹男議員 退場）

本件について提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第14号につきましては、名誉町民推薦審議会の設置、委員の委嘱をお願いするものでございます。まず、朗読をさせていただきます。議案集につきましては、52頁となります。

（議案の朗読を省略する）

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。次は討論であります。省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第14号の件を採決します。議案第14号、名誉町民推薦審議会の委員の委嘱についての件を、同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は同意することに決定しました。

ここで、八木幹男議員の除斥を解きます。

午後1時まで休憩とします。

休憩宣告(午前11時41分)

再開宣告(午後1時00分)

---

日程第15	認定第1号	令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	認定第2号	令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	認定第3号	令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第18	認定第4号	令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第19	認定第5号	令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第20	認定第6号	令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第21	認定第7号	令和2年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
日程第22	認定第8号	令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について

---

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第15、認定第1号、令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第16、認定第2号、令和2年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第17、認定第3号、令和2年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第18、認定第4号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第19、認定第5号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第20、認定第6号、令和2年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第21、認定第7号、令和2年度美

瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第22、認定第8号、令和2年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、認定第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 認定第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は53頁になります。令和2年度的美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものです。最初に議案を朗読し、その後、別冊の令和2年度美瑛町各会計決算書及び令和2年度美瑛町各会計決算に係る行政報告により説明させていただきます。議案集は53頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊の令和2年度、美瑛町各会計決算書によりご説明いたします。歳入歳出決算書の歳入、歳出、それぞれ合計額のみ申し上げます。決算書3頁、4頁になります。歳入からになります。歳入合計、予算現額134億1,600万8,000円、調定額119億1,768万5,118円、収入済額118億8,323万4,995円、不納欠損額109万9,486円。収入未済額3,335万637円、予算現額と収入済額との比較15億3,277万3,005円の減。

次に、歳出について説明いたします。歳出につきましても合計数のみ申し上げます。決算書の7頁及び8頁になります。歳出合計、予算現額134億1,600万8,000円、支出済額115億9,288万1,536円、翌年度繰越額15億9,666万4,000円、不用額2億2,646万2,464円、予算現額と支出済額との比較18億2,312万6,464円、歳入歳出差引残額2億9,035万3,459円。

9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書から171頁の充用内訳までは、説明を省略させていただきます。

決算書の172頁になります。実質収支に関する調書です。実質収支に関する調書は区分、金額の順に読み上げます。令和2年度一般会計実質収支に関する調書、1、歳入総額118億8,323万4,995円。2、歳出総額115億9,288万1,536円。3、歳入歳出差引額2億9,035万3,459円。4、翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逐次繰越額0円、(2)繰越明許費繰越額6,070万4,000円、(3)事故繰越し繰越額520万5,000円、計6,590万9,000円。5、実質収支額2億2,444万4,459円。6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金0円。

次頁以降の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の令和2年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により説明いたします。決算に

係る行政報告書の1頁になります。令和2年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告。地方自治法第233条第5項の規定により、令和2年度の主要な施策とその成果について報告します。

以下、1の総括を抜粋のうえ朗読し、説明に代えさせていただきます。冒頭から7行省略し、8行目からになります。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第2号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

高木保健福祉課長。

(保健福祉課長 高木 比斗志君 登壇)

○保健福祉課長(高木比斗志君) よろしくお願ひいたします。認定第2号についてご説明させていただきます。議案集につきましては54頁になります。認定第2号につきましては、令和2年度の美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算書の認定をお願いするものです。はじめに議案条文を朗読し、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の美瑛町各会計決算書の180頁、181頁になります。歳入歳出決算の歳入歳出とも合計額のみ申し上げます。歳入、歳入合計、予算、予算現額1億98万4,000円、調定額1億98万4,567円、収入済額1億98万4,567円、不納欠損額0円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較は567円です。

歳出では、歳出合計、予算現額1億98万4,000円。支出済額1億98万2,076円、翌年度繰越額0円、不用額1,924円、予算現額と支出済額の比較は1,924円です。歳入歳出差引額2,491円。

以下、事項別明細書につきましては省略させていただきます。

次に、186頁になります。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。歳入総額1億98万4,567円、歳出総額1億98万2,076円、歳入歳出差引額2,491円、翌年度へ繰り越すべき財源0円、実質収支額2,491円、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は0円。

以下、財産に関する調書については省略させていただきます。

次に別冊、決算に係る行政報告書の67頁になります。朗読をもちまして説明させていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第2号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。



○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第3号について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） よろしく申し上げます。認定第3号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は55頁になります。令和2年度美瑛町農業研修施設事業につきましては、農業技術研修センター及び農業担い手研修センター2施設の管理運営に係る特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。それでははじめに議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊各会計決算書についてご説明申し上げます。頁数は187頁になります。歳入歳出決算書につきましては合計欄のみ申し上げます。まず歳入です。予算現額1,707万1,000円、調定額1,687万4,176円、収入済額1,687万4,176円、収入未済額0円、予算現額と収入済額との比較19万6,824円の減。

次に歳出です。予算現額1,707万1,000円、収入済額1,687万4,176円、不用額19万6,824円、予算現額と支出済額との比較19万6,824円、歳入歳出差引残額0円。

次頁以降の歳入歳出事項別明細書については省略させていただきまして、次に193頁、実質収支に関する調書についてご説明申し上げます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額1,687万4,176円、2、歳出総額1,687万4,176円、3、歳入歳出差引額0円、4、翌年度へ繰り越すべき財源0円、5、実質収支額0円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額0円。

財産に関する調書は省略させていただきます。

次に別冊、決算に係る行政報告書についてご説明を申し上げます。頁数につきましては69頁になります。朗読をもって説明に代えさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上で、認定第3号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第4号について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 認定第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は56頁になります。令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明申し上げます。決算書は195頁、196頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額4,342万7,000円、調定額4,341万7,699円、収入済額4,341万7,699円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は9,301円の減でございます。

歳出、予算現額4,342万7,000円、支出済額4,341万7,699円、翌年度繰越額0円、不用額9,301円、予算現額と支出済額との比較は9,301円の増でございます。歳入歳出差引残額は0円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、201頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額4,341万7,699円、2、歳出総額4,341万7,699円、3、歳入歳出差引額、4、翌年度へ繰り越すべき財源、5、実質収支額、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、いずれも0円でございます。

財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書70頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第4号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第5号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 認定第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は57頁になります。令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は202頁、203頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額3,290万円、調定額3,247万6,008円、収入済額3,247万6,008円、不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。予算現額と収入済額との比較は42万3,992円の減でございます。

歳出、予算現額3,290万円、支出済額3,190万7,044円、翌年度繰越額0円、

不用額 99 万 2,956 円、予算現額と支出済額との比較は 99 万 2,956 円の増でございます。歳入歳出差引残額は 56 万 8,964 円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、210 頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額 3,247 万 6,008 円、2、歳出総額 3,190 万 7,044 円、3、歳入歳出差引額 56 万 8,964 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、5、実質収支額 56 万 8,964 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額 0 円でございます。

次の頁の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の 71 頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第 5 号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、認定第 6 号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 認定第 6 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は 58 頁になります。令和 2 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書並びに決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は 212 頁、213 頁になります。歳入歳出決算書でございます。合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額 4 億 494 万 4,000 円、調定額 4 億 1,088 万 385 円、収入済額 4 億 589 万 9,760 円、不納欠損額 102 万 268 円、収入未済額 396 万 357 円でございます。予算現額と収入済額との比較は 95 万 5,760 円の増でございます。

歳出、予算現額 4 億 494 万 4,000 円、支出済額 4 億 148 万 7,984 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 345 万 6,016 円、予算現額と支出済額との比較は 345 万 6,016 円の増でございます。歳入歳出差引残額 441 万 1,776 円でございます。

次頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、222 頁になります。実質収支に関する調書でございます。区分、金額の順に申し上げます。1、歳入総額 4 億 589 万 9,760 円、2、歳出総額 4 億 148 万 7,984 円、3、歳入歳出差引額 441 万 1,776 円、4、翌年度へ繰り越すべき財源 0 円、5、実質収

支額 4 4 1 万 1, 7 7 6 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額 0 円でございます。

次の頁の財産に関する調書につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の 7 3 頁をお開きください。朗読をもってご説明させていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第 6 号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第 7 号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長(岩佐和男君) 認定第 7 号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は 5 9 頁になります。令和 2 年度美瑛町水道事業会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。決算書は 2 2 4 頁になります。美瑛町水道事業会計決算報告書の 1、収益的収入及び支出につきまして、水道事業収益及び水道事業費用の欄のみ申し上げます。収入、第 1 款水道事業収益、当初予算額 3 億 1, 8 1 0 万 6, 0 0 0 円、補正予算額 4 1 8 万 5, 0 0 0 円の減、合計 3 億 1, 3 9 2 万 1, 0 0 0 円、決算額 3 億 9 4 6 万 4, 1 0 8 円、予算額に比べ決算額の増減 4 4 5 万 6, 8 9 2 円の減。

支出、第 1 款水道事業費用、当初予算額 3 億 1, 8 1 0 万 6, 0 0 0 円、補正予算額 4 1 8 万 5, 0 0 0 円の減、合計 3 億 1, 3 9 2 万 1, 0 0 0 円、決算額 3 億 8 3 8 万 1, 9 2 3 円、不用額 5 5 3 万 9, 0 7 7 円、たな卸資産購入限度額(予算第 9 条)執行に伴う仮払消費税及び地方消費税は、7 万 6, 5 1 8 円である。

次に、2 2 5 頁になります。2、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入及び資本的支出の欄のみ申し上げます。収入、第 1 款資本的収入、当初予算額 3, 4 6 5 万円、補正予算額 9 0 万 3, 0 0 0 円の追加、合計 3, 5 5 5 万 3, 0 0 0 円、決算額 3, 5 5 5 万 1, 7 5 8 円、予算額に比べ決算額の増減 1, 2 4 2 円の減。

支出、第 1 款資本的支出、当初予算額 1 億 2, 2 9 6 万 3, 0 0 0 円、補正予算額 1, 6 9 2 万円の減、合計 1 億 6 0 4 万 3, 0 0 0 円、決算額 1 億 5 0 1 万 7, 2 8 0 円、不用額 1 0 2 万 5, 7 2 0 円、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6, 9 4 6 万 5, 5 2 2 円は、当年度消費税資本的収支調整額 4 0 7 万 3, 9 1 7 円、過年度分損益勘定留

保資金 6,539万1,605円で補てんした。

以下、財務諸表及び決算附属書類等につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書76頁になります。朗読をもってご説明とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で、認定第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長(観音太郎君) それでは認定第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は60頁です。認定第8号につきましては、令和2年度的美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。はじめに議案条文を朗読し、その後、決算書及び決算に係る行政報告書により説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の246頁です。令和2年度美瑛町立病院事業会計決算報告書、1、収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。はじめに収入です。第1款病院事業収益、当初予算額12億2,290万円、補正予算額3,982万円の減、予算額合計11億8,308万円、決算額11億8,332万472円、予算額に比べ決算額の増減は24万472円の増です。

次に支出ですが、第1款病院事業費用、当初予算額12億2,290万円、補正予算額4,982万円の減、予算額合計11億7,308万円、決算額11億2,771万4,095円、不用額4,536万5,905円。

次に、247頁です。2、資本的収入及び支出の収入からご説明いたします。資本的収入は総額のみを申し上げます。第1款資本的収入、当初予算額1,568万円、補正予算額575万円、予算額合計2,143万円、決算額2,267万円、予算額に比べ決算額の増減は124万円の増です。

資本的支出につきましても同じく総額のみを申し上げます。第1款資本的支出、当初予算額1億2,451万2,000円、補正予算額699万9,000円、予算額合計1億3,151万1,000円、決算額1億3,148万3,990円、不用額は2万7,010円です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億881万3,990円は、当年度消費税資本的収支調整額29万9,384円、過年度分損益勘定留保資金1億851万

4, 606円で補てんいたしました。

以下、財務諸表、決算附属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の78頁です。朗読をもって報告といたします。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、監査委員の審査意見を求めます。

(「はい」の声)

大西代表監査委員。

(代表監査委員 大西 宣充君 登壇)

○代表監査委員(大西宣充君) お疲れさまです。それでは、監査委員から令和2年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査意見及び令和2年度美瑛町公営企業会計決算審査意見を申し上げます。別冊資料の11頁、決算審査意見書をお開き願います。

はじめに、令和2年度美瑛町一般会計・特別会計・基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。1、審査の対象は、第1号、令和2年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から第8号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。2、審査の期間は、令和3年8月2日から8月5日まで4日間実施いたしました。なお、3、審査の会場及び4、審査の方法についてはご覧のとおりとなっております。5、審査の結果については、各会計決算について、内容を慎重に審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見について、はじめに、一般会計ですが、頁数は13頁から18頁になります。詳細については、記載のとおりですので省略させていただき、総括意見のみ申し上げます。

18頁、総括意見といたしまして、令和2年度決算は、新型コロナにより日常生活が一変した中で、感染対策、生活環境への支援、町内産業に対する経済支援など、安心した暮らしを守るため迅速に対応し、また、国のGIGAスクール構想に基づく情報端末整備などの環境整備、草地基盤整備事業を活用した良質生乳の増産などに向けた取り組み、地域内経済循環及び町内消費の拡大を目的とした電子地域通貨の実証実験などを実施するとともに、町民サービスの向上や地方創生の取り組みなど積極的に取り組んだことが表れています。以下、省略しまして、下から9行目です。今後においては、新型コロナに伴う関連経費の他、アフターコロナを見据えた経常的経費の増、制度改正による減免措置や各種使用料等の減収も見込まれ、経済活動の低迷などによる影響も想定されるが、これまでと同様に安全・安心に暮らせるまちづくりと将来にわたり持続的に発展していくための取り組みが求められている。さらに、公共施設維持管理経費や社会保障関連経費等、特に物件費及び扶助費の増加傾向が長期的に続いているとともに

に、人口減少対策や観光客の回復及び受入態勢整備等の様々な懸案事項もある中、町税をはじめとする自主財源を確保しつつ、選択と集中の観点から予算の適正配分を図るなど、将来にわたって安定的な行財政運営を推進されるよう努められたい。

次に19頁から21頁の特別会計ですが、詳細並びに総括意見につきましては、記載のとおりとなっておりますので省略させていただきます。

最後に、22頁をお開き願います。各基金の運用状況についてですが、審査の結果、正確であることを認めます。詳細については、記載のとおりとなっておりますので、省略させていただきます。以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略いたしました所については、後ほどご覧願います。

続きまして、令和2年度美瑛町公営企業会計決算審査の意見を申し上げます。別冊資料の24頁決算審査意見書をお開き願います。1、審査の対象は、令和2年度美瑛町水道事業会計及び令和2年度美瑛町立病院事業会計であります。2、審査の期間は、令和3年7月8日と9日の2日間で実施いたしました。3、審査については、省略いたします。4、審査の結果については、両会計決算について、内容を審査した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係諸帳簿も整備されており、適正に処理されていることを認めます。

次に、会計ごとの決算の意見について申し上げます。はじめに美瑛町水道事業会計です。頁数は25頁から28頁になります。詳細については、記載のとおりですので、省略させていただきます、総括意見のみ申し上げます。

28頁、総括意見といたしまして、前段省略しまして、下から7行目です。今後においても、計画的な施設更新が求められる中、経営環境については、給水人口の減に加え、収益に直結する新型コロナの状況も注視しながら、必要な措置を講じ、経営基盤の強化が図られるよう、引き続き経費の節減に努力され、ライフラインの根幹となる良質な水の安定供給と効率的な事業運営、住民サービス向上に努められることを望みます。

次に、町立病院事業会計です。頁数は29頁から33頁になります。同じく、詳細については、記載のとおりですので、省略させていただきます、総括意見のみ申し上げます。

総括意見といたしまして、前段省略しまして、33頁1行目途中からです。今後においても、収益面で患者数の減少や医師確保の課題、診療報酬の改定など外部環境の変化により医業収益が左右され、さらに、いまだ収束の見えない新型コロナ対策及び今後のワクチン接種体制等、社会情勢の変化に応じた運営体制を求められることは必至であり、病院運営に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、費用面においては、老朽化による施設や医療機器等の修繕の増、人件費の増に伴う影響等が想定され、収支両面にわたり厳しい経営状況が予測される場所がある。

このことから、病院経営にあたっては、多角的な分析・検討を行い、中長期的な経営を見据

えたビジョンを示すとともに、将来にわたって町民の医療ニーズに応えられるよう、経営方針の抜本的な改革なども視野に入れ、病院経営の安定化に努めていただきたい。

以上、審査意見を申し上げましたが、意見書で読み上げを省略した所については、後ほどご覧願います。

監査委員からの審査意見については、以上であります。

○議長（佐藤晴観議員） これから総括質疑を行います。はじめに、8案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで8案件に関連する事項についての総括質疑を終わります。

次に、認定第1号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第1号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第2号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第2号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第3号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第3号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第4号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第4号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第5号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで認定第5号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第6号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで認定第6号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第7号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第7号についての総括質疑を終わります。

次に、認定第8号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第8号についての総括質疑を終わります。



おはかりします。ただいま一括議題となっています、日程第15、認定第1号から日程第22、認定第8号までの8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和3年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっています、8案件の審議については、議長及び議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和3年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置して、閉会中の付託審査とすることに決定しました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を願います。

しばらく休憩します。

休憩宣告(午後 2時03分)

再開宣告(午後 2時18分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に、令和3年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が参りましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長に1番保田仁議員、副委員長に10番野村祐司議員、以上のとおりであります。

---

日程第23 報告第1号 令和2年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第23、報告第1号、令和2年度美瑛町健全化判断比率及び資金不足比率についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 報告第1号につきましてご説明いたします。議案集は61頁、62頁になります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度美瑛町健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について報告するものです。はじめに議案を朗読し、その後、内容をご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、議案集62頁になります。はじめに、美瑛町健全化判断比率の状況ですが、比率区分、令和2年度の欄の順に読み上げます。実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。連結実質赤字比率、黒字であり、赤字比率はありません。実質公債費比率11%、前年度比

0. 2%の増。将来負担比率54.6%、前年度比22.8%の減。いずれの比率とも早期健全化基準及び財政再生基準を下回っております。

次に、美瑛町公営企業等会計の資金不足比率の状況ですが、令和2年度はいずれの会計区分におきましても資金不足はありません。

以上で報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第24 報告第2号 債権の放棄について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第24、報告第2号、債権放棄についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

（税務課長 川合 美智代君 登壇）

○税務課長（川合美智代君） 報告第2号につきまして、ご説明いたします。議案集は63頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行された美瑛町の債権管理に関する条例により、債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により、議会に報告するものです。以下、朗読をもちまして報告といたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第2号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

午後2時40分まで休憩します。

休憩宣告（午後 2時25分）

再開宣告（午後 2時40分）

---

日程第25 意見書案第6号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書について

---

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第25、意見書案第6号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

12番山本賢一議員。

（12番 山本 賢一議員 登壇）

○12番（山本賢一議員） 朗読をもって提案いたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第25、意見書案第6号の件を採決します。意見書案第6号、コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって意見書案第6号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第26 意見書案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の  
充実を求める意見書について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第26、意見書案第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

5番大坪正明議員。

（5番 大坪 正明議員 登壇）

○5番（大坪正明議員） 朗読をもって、趣旨説明といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、意見書案第7号の件を採決します。意見書案第7号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、意見書案第7号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第27 意見書案第8号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第27、意見書案第8号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

10番野村議員。

(10番 野村 祐司議員 登壇)

○10番(野村祐司議員) 朗読をもって提案をいたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、ご賛同賜りたくご提案を申し上げます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

日程第28 意見書案第9号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第28、意見書案第9号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

8番桑谷覚議員。

(8番 桑谷 覚議員 登壇)

○8番(桑谷 覚議員) 朗読をもって提案いたします。

(意見書案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第9号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

---

#### 日程第29 所管事務調査の申し出について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第29、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長から申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり、承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、了承願います。

---

#### 閉会宣告

---

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和3年第4回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

---

#### 閉会挨拶

---

○議長(佐藤晴観議員) お疲れさまでした。2日間、今日は比較的時間をとりながらやれたのかなという風に思っているところであります。すっかり外は朝晩とぐっと冷え込んでいる状況にあります。もしかしたら、というか、いると思うんですけども、火の気を使っているご家庭もあるかと思います。この先どんどんどん冷えるっていうことは、どこの家庭も火をたくということになるんですけども、くれぐれも火事とかなないように、年末を迎えられればなという風にも感じているところであります。そして雪降る前となります。作業が大詰めとなってい

きます。是非とも事故や怪我などなく、年の瀬を迎えられればなという風に思っております。皆さんも、風邪、マスクしてるから本当不思議と風邪は引かなくなりましたが、まだコロナは油断できませんので、皆さまも健康に過ごされて、次の議会でまた元気に会えることをお待ちしておりますので、よろしくお願いいたします。それでは9月定例会お疲れさまでした。

午後2時57分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和3年11月5日

美瑛町議会 議長 佐藤晴観

議員 坂田美香

議員 青田知史